

五木村の森林資源を活用した事業戦略作成業務委託仕様書

1 業務の目的

五木村は、林野率が94%であり県内1位、人工林率も89%を占め、平成26年には「森林で自立する村づくり」を宣言し林業による村の振興を図ることとしているものの村内での木材流通はそのほとんどが素材による市場流通で加工販売は森林組合の丸棒加工施設のみである。

今後、五木村の豊かな森林資源を地域の人材と新たな関係者との連携により活用することで五木産材の価値を高め、暮らしと心を豊かにする製品の開発・製造・流通の展開により村の主産業である林業による地域振興を図ることを目的とし国のデジタル田園都市国家構想交付金事業により実施する。

2 業務内容

- (1) 五木村の森林資源・林業・木材流通の現況を把握し課題を探る。
- (2) 木製品の現状を把握し五木村の森林資源を効果的に活用し、販売ができる商品開発とその資源の調達方法の構築を探る。
- (3) 市場調査等を実施しターゲットの明確化による販売方法と販売体制など流通全体の構築を探る。
- (4) 森林資源を核とした事業の実現に向けた体制構築を図るとともに、事業実施に伴う概算経費の積算と効果を検証する。

3 業務の要件

- (1) 本業務を遂行できるだけの経験と実績を有していること。
- (2) 本業務を迅速かつ円滑に遂行するための体制、管理責任者及び主担当者の資格、経験等は適切であること。
- (3) 五木村が進める森林資源活用の目的を十分に理解し、五木村の人材や資源を適切に活用した計画とすること。
- (4) 実施にあたり、行政、地域団体、地域関係者と必要に応じて、協議、調整を行うこと。

4 委託内容

- (1) 業務内容を把握し必要な状況調査を実施する。
- (2) 現在の状況や今後の体制に必要な人材や組織の掘り起こし及び調査と連携体制の構築を探る。
- (3) 今後の事業戦略に必要な施設や資材などの比較選定や利用状況などの調査を実施する。
- (4) 今後の事業戦略を実現するために必要な体制、経費、経営などの試算と今後の課題などをまとめた業務報告書（成果品）の作成提出。

5 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年2月28日までとする。

6 留意事項

(1) 本業務を実施するにあたり、契約書、既存資料、関係法令、業務の目的及び内容を的確に把握して必要な準備を行う。

(2) 企画提案書を提出する際に他の事業者等の協力を得て業務を実施する場合は提案書にその旨を明記する。

(3) 企画提案書の作成に要する費用等、今回の応募に係る一切の費用は、参加者負担とする。

(4) 提出書類については、返却しないものとする。

(5) 審査結果についての意義申し立ては受理しないこととする。

(6) 著作権の取り扱い

ア. 決定した業者の業務提案書に係る著作権は五木村に帰属する。ただし、契約締結前にあっては、提案者に帰属する。

イ. 決定されなかった業者の業務提案書に係る著作権は、提案者に帰属する。

7 業務報告書（成果品）

実施したすべての業務における個々の成果品を発注者の求めに応じて随時提出するとともに、契約終了時には、実施したすべての業務の成果品を3部及び電子データで提出すること。

8 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務終了後でも瑕疵が発見された場合には、速やかに対策を講じるものとする。これに要する経費は受注者の負担とする。

9 成果品の帰属及び管理

成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は、第三者に発注者の許可なく公表してはならない。

10 協議

業務を円滑に実施するため、計画的な工程管理を行い、発注者と綿密な連携をとり、適切な業務執行を図ること。本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度本村と協議のうえ、その指示に従うこと。また打合せを行った場合は、その都度打合せ記録を作成すること。